

第6次熊本県男女共同参画計画(案)パブコメ後修正箇所一覧

ページ	修正前	修正後
10		・条例名を修正 ・計画の位置付け(図)の矢印を一部修正
19	また、企業経営者や業界ネットワーク、経済団体等と連携し、あるいは熊本県女性の社会参画加速化会議や企業トップセミナー等を通じて、意思決定過程への女性登用や差別的取扱い、ハラスメントのない職場づくりに対する経営者・管理職層の理解を促進します。 加えて、近年の男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正により、ハラスメント対策の強化や情報公表義務の拡大、子の看護休暇の対象拡大等の制度整備が進められています。これらの関係法令をセミナー等で周知し、経営者層の理解を深めることにより、差別的取扱いやハラスメントのない職場づくりを推進します。	また、 <u>近年の男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正により、ハラスメント対策の強化や情報公表義務の拡大、子の看護休暇の対象拡大などの制度整備が進められています。これらの関係法令の周知も含め、企業経営者や業界ネットワーク、経済団体等との連携、あるいは熊本県女性の社会参画加速化会議や企業トップセミナー等を通じて、意思決定過程への女性登用や差別的取扱い・ハラスメントのない職場づくりに対する経営者・管理職層の理解を促進し、企業における取組につなげます。</u>
23	令和7年(2025年)の女性活躍推進法の延長・改正(令和8年(2026年)4月施行)により、従業員101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となり、企業における女性活躍推進の取組が一層求められる中、一般事業主行動計画の制度の趣旨や意義の周知を図るとともに、ポジティブ・アクションの理解促進に向け、引き続き情報提供や環境整備を図ります。	<u>また、令和7年(2025年)の女性活躍推進法の延長・改正(令和8年(2026年)4月施行)により、従業員101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となりました。企業における女性活躍推進の取組が一層求められる中、一般事業主行動計画の制度の趣旨や意義の周知を図ります。</u>
28	子ども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、相談窓口の一層の周知や子ども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。	子ども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、相談窓口の一層の周知や子ども・若者が相談しやすいSNS等の活用を <u>促進</u> するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。
29	DVは被害者だけではなく、その子どもにも悪影響を与えます。子どもが安全・安心な環境で生活できるよう、市町村や学校等の関係機関と連携し、DVを目撃して心理的外傷を負った子どもに対するカウンセリング等の心のケアを実施するとともに、子どもの安全を継続的に確認したり、家庭を子育て支援サービスにつなげるなど、地域の社会資源を活用した支援の充実を図ります。	DVは被害者だけではなく、その子どもにも悪影響を与えます。子どもが安全・安心な環境で生活できるよう、市町村や学校等の関係機関と連携し、DVを目撃して心理的外傷を負った子どもに対するカウンセリング等の心のケアを実施 <u>します</u> 。また、継続的な <u>子どもの安全確認</u> や、家庭を子育て支援サービスにつなげるなど、地域の社会資源を活用した支援の充実を図ります。
31	さらに、高齢者、障がい者、外国人、性的指向・性自認等を理由として困難を抱える人々など、それぞれが抱える困難に加え、固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が相まって、さらに困難な状況に置かれる場合があります。	さらに、高齢者、障がい者、外国人、性的指向・性自認等を理由として困難を抱える人々など、それぞれが抱える困難に加え、固定的 <u>性別</u> 役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が相まって、さらに困難な状況に置かれる場合があります。
40	固定的役割分担意識や仕事と家庭の両立、人間関係、暴力行為等の悩みを抱える人が、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる生き方を選択できるよう支援します。	固定的 <u>性別</u> 役割分担意識や仕事と家庭の両立、人間関係、暴力行為等の悩みを抱える人が、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる生き方を選択できるよう支援します。
40～41	また、各種メディアにおいて、偏った性表現や暴力表現、女性をアイキャッチャーとして利用するなど、人権を侵害するような情報発信が行われないよう、メディアに対しても人権への十分な配慮を働きかけていきます。	また、各種メディアに <u>対しても、表現の自由を尊重しながら</u> 、偏った性表現や暴力表現、女性をアイキャッチャーとして利用するなど、人権を侵害するような情報発信が行われないよう、人権への十分な配慮を働きかけていきます。
41	男女共同参画社会推進会議を中心に、関係部局が緊密な連携を図るとともに、県のあらゆる施策において男女共同参画、ジェンダー平等の視点を反映させるジェンダー主流化を図ります。	男女共同参画社会推進会議を中心に、関係部局が緊密な連携を図るとともに、県のあらゆる施策において男女共同参画、ジェンダー平等の視点を反映させるジェンダー主流化を <u>推進</u> します。
42	また、令和7年(2025年)の男女共同参画社会基本法の改正の趣旨を踏まえ、くまもと県民交流館パレア男女共同参画センターの機能強化を図るとともに、男女共同参画機構や県内外の男女共同参画センターとの連携をさらに深め、地域における男女共同参画施策の推進体制の充実を図ります。	また、令和7年(2025年)の男女共同参画社会基本法の改正の趣旨を踏まえ、くまもと県民交流館パレア男女共同参画センターの機能強化を <u>図る</u> とともに、男女共同参画機構や県内外の男女共同参画センターとの連携をさらに深め、地域における男女共同参画施策の推進体制の充実を図ります。
43～46		指標一覧の現況欄から「暫定値」の文言を削除